

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和5年度 (2023年度)
計画主体	上郡町

上郡町鳥獣被害防止計画

< 連絡先 >

担当部署名 上郡町 農林振興課
所在地 赤穂郡上郡町大持 278 番地
電話番号 (0791) 52-1116
FAX 番号 (0791) 52-6015
メールアドレス nourin@town.kamigori.lg.jp

目 次

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域	・・・	1
2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針	・・・	1
(1) 被害の現状（令和4年度実績）	・・・	1
(2) 被害の傾向	・・・	1
(3) 被害の軽減目標	・・・	3
(4) 従来講じてきた被害防止対策	・・・	4
(5) 今後の取組方針	・・・	5
3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項	・・・	6
(1) 対象鳥獣の捕獲体制	・・・	6
(2) その他捕獲に関する取組	・・・	7
(3) 対象鳥獣の捕獲計画	・・・	7
(4) 許可権限委譲事項	・・・	8
4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項	・・・	8
(1) 侵入防止柵の整備計画	・・・	8
(2) その他被害防止に関する取組	・・・	8
5. 対象鳥獣による住人の生命、身体または財産に係る被害が生じ、または生じるおそれがある場合の対処に関する事項	・・・	9
(1) 関係機関等の役割	・・・	9
(2) 緊急時の連絡体制	・・・	10
6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項	・・・	10
7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項	・・・	10
8. 被害防止施策の実施体制に関する必要な事項	・・・	10
(1) 協議会に関する事項	・・・	10
(2) 関係機関に関する事項	・・・	11
(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項	・・・	11
(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項	・・・	11
9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項	・・・	11

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンジカ（以下「シカ」という。）、イノシシ、ヌートリア、アライグマ、アナグマ、ハクビシン、タヌキ、カワウ
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	上郡町全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

◆農業被害

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
シカ	水稲・小麦・大豆	3.28ha/ 416千円
イノシシ	水稲・小麦・大豆	0.95ha/1,123千円
ヌートリア	—	—
アライグマ	—	—
アナグマ	—	—
ハクビシン	—	—
タヌキ	—	—

※被害数値（面積・金額）は、農業共済組合の届出により把握している。

※届出・報告のない数字は記載できていないので、潜在的にはこれ以上の被害があることは間違いないものと思われる。

◆水産業被害

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
カワウ	アユ等	

(2) 被害の傾向

1 シカ

兵庫県ニホンジカ管理計画に基づく捕獲目標の推進により生息数が減少していることと、侵入防護柵の効果的・計画的な整備から、近年の被害額は、若干の減少傾向であるものの、依然として高い水準である。

被害は、水稻（田植え直後の苗の食害、収穫直前の稲穂の食害）、豆類、イモ類、野菜、果樹、飼料作物で4月から11月にかけて町内全域で発生している。耕作放棄地の多い中山間地、山裾の集落において特に被害が多いが、集落内の農地であっても被害が発生している。

また、農作物の食害に加え、侵入に伴う農作物の踏み荒らしにより被害が広範囲に及ぶことから農家の営農意欲を減退させ、山裾・急峻地等の条件不利地での耕作放棄地の増大へと繋がっている。

2 イノシシ

侵入防護柵の効果的・計画的な整備から被害額は減少傾向であるが、年間を通して水稻、豆類、イモ類、野菜、果樹、飼料作物の被害が町内全域で発生している。

農作物に対する直接被害以外に、雑食性であることからミミズ等の捕食のために田畑の畦畔・法面の掘り返し被害や、金網等の防護柵の破壊行動が多発し、その復旧に係る労務は農家の大きな負担となっている。

3 ヌートリア

ヌートリアは、町内のため池や河川で出没が確認されており、徐々に生息域が拡大傾向にある。夏から秋にかけて、水稻や野菜の被害が発生している。

また、巣穴による土手や畦畔の協働を低下させる被害も発生している。

4 アライグマ

アライグマは、年間を通して町内全域で出没が確認されており、果樹、野菜等の農作物への被害が発生している。

また、家屋等の屋根裏に侵入し、糞尿による生活環境被害も報告され、十分な警戒が必要である。

5 アナグマ

アナグマは、年間を通して町内全域で出没が確認されており、家庭菜園を中心に被害が拡大している。また、繁殖力も強く、今後被害は増大するものと考えられる。性格も凶暴であるため、農家に精神的な苦痛をもたらすだけでなく、糞尿等による悪影響も懸念される。

6 ハクビシン・タヌキ

ハクビシン・タヌキは、町内全域で出没が確認されており、徐々に生息域が拡大している。家庭菜園を中心に被害が発生している。

7 カワウ

カワウは、千種川水域や町内のため池で確認されており、飛来数が増加しており、アユ等の放流稚魚の水産物被害が発生している。今後、個体数の増加とともに被害が拡大する可能性がある。

(3) 被害の軽減目標

シカ・イノシシ対策を重点的に行い、被害金額、被害面積ともに20%の軽減を目指す。

指標	現状値（令和4年度）	目標値（令和8年度）
シカ	3.28ha/ 416 千円	2.62ha/ 332 千円
イノシシ	0.95ha/1,123 千円	0.76ha/ 899 千円
ヌートリア	—	—
アライグマ	—	—
アナグマ	—	—
ハクビシン	—	—
タヌキ	—	—
カワウ	—	—

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・(社)兵庫県猟友会上郡支部(以下「猟友会」という。)と委託契約を締結し、銃器、箱罠、くくり罠等による捕獲及び追払いなど地区の被害状況及び捕獲要望に基づき、捕獲活動を実施する。 ・鳥獣被害が発生している地域を対象に猟友会有害鳥獣捕獲班員2班体制(以下「捕獲班」という。)により有害捕獲活動を実施している。 ・各農会、集落に対する捕獲檻の貸出や鳥獣被害集落自立サポート事業を活用して、集落で捕獲する体制を構築している。 ・猟期における捕獲活動についても、啓発活動等により推進を図った。 ・ヌートリア、アライグマ、アナグマに関しては、被害状況に応じ、箱罠による捕獲を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・年間を通じて、各捕獲班により多数の捕獲を行っており、一定の成果を挙げているものの、農業者からの捕獲を求める声は依然として高いため、継続して捕獲活動を推進する必要がある。 ・近年は狩猟中の事故が相次ぎ、猟銃の規制が厳しくなりつつあるため、猟友会会員への負担が増していることや、従事する猟友会会員の高齢化が課題となっている。 ・ハクビシン、タヌキへの対策を行っていないため、被害及び生息数が拡大している。
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・農作物被害防止のため、町事業「害鳥獣被害防除対策事業」として、金網柵、電気柵の資材費に対する補助事業を実施している。 ・柵の設置及び維持管理は、事業実施主体である集落等において行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・野生鳥獣の生息域が拡大しており、防護柵の設置が必要な地域に対する支援を継続していく必要がある。
生息環境管理その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・県民緑税を活用した「災害に強い森づくり(野生動物共生林整備)」を推進している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・被害の多い集落で事業を進める必要がある。

(5) 今後の取組方針

【捕獲体制】

- ・ 猟友会は高齢化が進んでおり、今後は新たな会員の確保が必要であることから、町事業「有害鳥獣捕獲従事者確保事業」として、新規に狩猟免許を取得し有害鳥獣捕獲班員となろうとする者及び現に捕獲班員である者に対し、免許取得費用等の補助を行い、捕獲班員の確保に努める。
- ・ 狩猟体験会等を開催し、有害鳥獣捕獲活動に対する理解を深めるとともに、将来の有害鳥獣捕獲活動の担い手を確保する。
- ・ 兵庫県が三木市に整備する「兵庫県立総合射撃場」において、猟銃及びわな猟による従事者の育成確保や捕獲技術の向上を進める。
- ・ ICT等を活用した捕獲機材等の新たな技術活用を進める。
- ・ 東備西播定住自立圏を構成する赤穂市、岡山県備前市とも連携し、被害軽減のための取組を実施する。
- ・ 播磨科学都市圏域定住自立圏を構成するたつの市、宍粟市、佐用町とも連携し、被害軽減のための取組を実施する。

【防護柵等】

- ・ 猟友会、集落と連携し、被害状況の把握や捕獲体制の強化を図るとともに、集落単位で合理的な金網防護柵の設置と管理、修繕を行う等の被害防除対策の推進を行う。
- ・ 集落と連携し、防護柵の点検を実施する。
- ・ 必要に応じて専門家と連携し、地元住民へ被害対策の情報提供や知識の普及啓発を行うことにより農作物への被害軽減を図る。

【生息環境整備】

- ・ 県民緑税を活用した「災害に強い森づくり（野生動物共生林整備）」を引き続き実施し、緩衝帯（バッファゾーン）の整備や野生動物の餌場となる広葉樹林の適正な施業や広葉樹の植栽の維持管理を実施する。
- ・ 森林環境譲与税を活用した町事業「森林再生事業」による獣害対策・生活環境保全の観点から、野生動物との共生のための森林整備事業を実施し、森林資源を適切に管理する。

1 シカ

兵庫県第3期ニホンジカ管理計画を参考にして、捕獲班による個体数の調整と防護柵による侵入防止を図る。また、防護柵の設置や維持管理等の対策を実施し、獣害に強い集落づくりを目指す。

2 イノシシ

兵庫県第3期イノシシ管理計画との整合性に留意しながら、捕獲班による加害個体の効率的な捕獲と防護柵による侵入防止を図る。また、防護柵の設置や維持管理等の対策を実施し、獣害に強い集落づくりを目指す。

県内において豚熱が確認されており、感染拡大等が懸念されるため、捕獲活動時に捕獲者に対して車両消毒等の防疫措置の推進を図る。

3 ニートリア・アライグマ

外来生物法に基づく防除実施計画により、地域住民と協力し捕獲檻設置等による捕獲を実施する。

4 アナグマ・ハクビシン・タヌキ

近年、家庭菜園を中心に被害が拡大しているため、有害捕獲を実施するとともに、各農家と連携を取りながら農作物被害の減少につなげる。

5 カワウ

千種川漁業協同組合との連携を図り、追い払いや迅速な捕獲を進める。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・既存の捕獲体制による捕獲活動の充実を図るとともに、町、猟友会等による鳥獣被害対策実施隊の設置に向けた検討を進める。
- ・集落で捕獲する体制を構築する。
- ・被害防除に迅速に対応できるよう被害報告等の連絡体制を強化する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度 から 令和8年度	シカ イノシシ ヌートリア アライグマ アナグマ ハクビシン タヌキ カワウ	狩猟免許の新規取得促進、捕獲従事者の確保・育成支援を推進する。 捕獲檻等捕獲機材を被害発生集落へ貸し出し捕獲を推進する。 捕獲のための情報提供、知識の普及啓発を行う。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・シカについては、被害面積、捕獲数について年度によつての増減があるが、人里への出没や夜間に群れを目撃するなど、生息数の減少には至っていないと推測される。県の第3期ニホンジカ管理計画を目標に捕獲を行っていく必要がある。 ・イノシシについては、シカほどの個体数ではないと推測されるが繁殖力が強い為、今後急激に増加する危険性もあるため、県の第3期イノシシ管理計画を参考に捕獲を行っていく必要がある。 ・ヌートリア・アライグマは、全頭駆除を目標とした捕獲を行う。 ・アナグマは、目撃情報が多く、農作物被害も発生しており、生息域が拡大していると思われる。個体数削減のため、引き続き有害捕獲を行い、被害減少につなげる。 ・ハクビシン・タヌキは、目撃情報が増加していることから、関係機関と協議し捕獲頭数を設定する。 ・カワウは、関係機関と協議し捕獲頭数を設定する。

対象鳥獣	捕獲計画数等			
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
シカ	819頭	819頭	819頭	第3期ニホンジカ管理計画目標
イノシシ	179頭	179頭	179頭	過去3か年実績平均

ヌートリア	可能な限り捕獲	
アライグマ	可能な限り捕獲	
アナグマ	必要最小頭数	
ハクビシン	必要最小頭数	
タヌキ	必要最小頭数	
カワウ	必要最小頭数	

捕獲等の取組内容	
<ul style="list-style-type: none"> ・シカ、イノシシについては狩猟期間を除き、銃器と檻・わなの設置による有害鳥獣の捕獲を上郡町全域で実施し、適正な個体数管理を行う。 ・ヌートリア、アライグマ、アナグマ、ハクビシン、タヌキについては年間を通じ、捕獲檻設置等により捕獲を実施する。 ・カワウについては、関係機関と捕獲方法について協議の上、捕獲を実施する。 	

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
上郡町内全域	アナグマ、タヌキ

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ニホンジカ イノシシ	金網柵・電気柵等 5,000m	金網柵・電気柵等 5,000m	金網柵・電気柵等 5,000m

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度 から 令和8年度	ニホンジカ イノシシ	侵入防護柵の点検管理、修繕 地域住民による集落環境の整備・誘引要素の排除 猟友会との連携強化 野生動物共生林整備地をモデル地区とした集落ぐるみで行う獣害対策の普及・啓発 地域住民への情報提供・知識の普及啓発

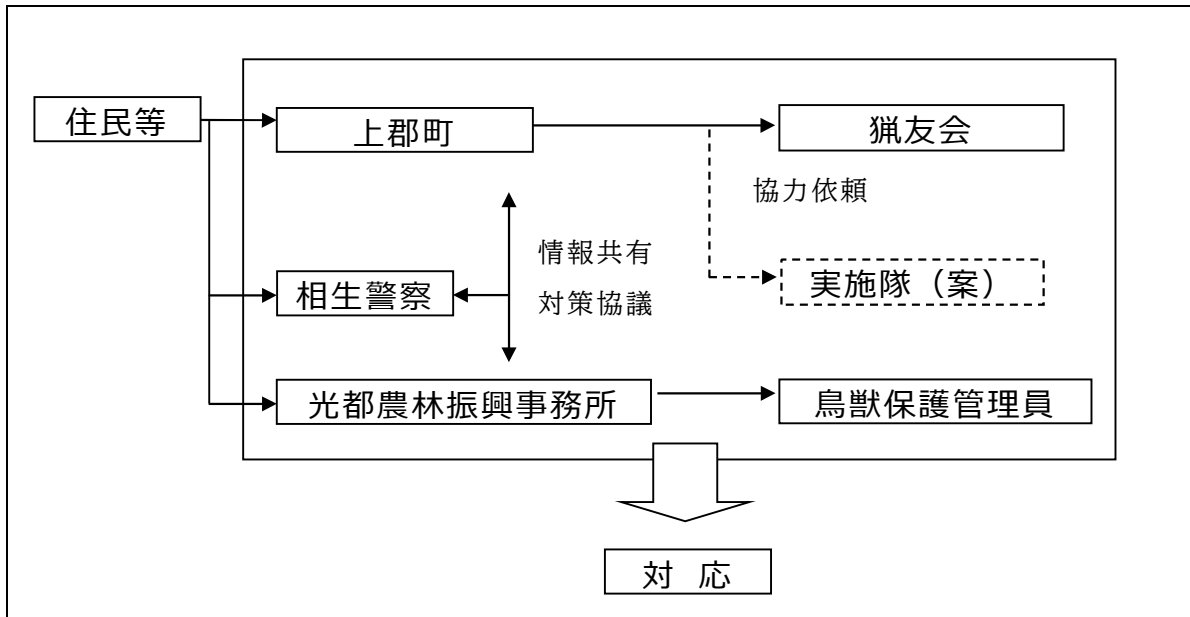
令和6年度 から 令和8年度	ヌートリア アライグマ アナグマ ハクビシン タヌキ	町保有捕獲檻の増加 地域住民による集落環境の整備・誘引要素の排除 猟友会との連携強化 地域住民への情報提供・知識の普及啓発
令和6年度 から 令和8年度	カワウ	被害状況の確認 捕獲、防除方法の調査検討

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
上郡町農林振興課	捕獲許可証の交付 捕獲業務の指導・支援 被害防除技術や対策の普及・啓発 地元住民との調整・周知・被害防止推進 対策協議会の設置 緊急時対応マニュアル
兵庫県猟友会上郡支部	捕獲活動の実施 対策協議会への参加
鳥獣被害対策実施隊 (案)	被害防除技術や対策の普及・啓発 追い払い活動 対策協議会への参加
鳥獣保護管理員	有害鳥獣駆除の調査、指導 対策協議会への参加
兵庫県西播磨県民局 光都農林振興事務所	捕獲業務の指導・支援 被害防除技術や対策の普及・啓発 対策協議会への参加
兵庫県相生警察署 上郡町教育委員会	住民の安全確保 対策協議会への参加
自治会 農会	被害情報の収集・提供 地元住民との調整・周知及び被害防止対策の推進

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

有害捕獲、狩猟捕獲した対象鳥獣は、原則として捕獲者において安楽死させた後、焼却、埋設処分または自己消費することとする。

回収した死鳥獣のほか、シカを主とする傷病獣等については、殺処分を経た後、にしはりまクリーンセンターにて焼却処分する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

シカ、イノシシは、ジビエ等での有効活用について、研究を行うとともに、利活用に向けた広報活動及び普及啓発を進めるものとする。

現在、一部の猟友会員がシカ等を捕獲した後、自家用ドックフード等に活用している。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	上郡町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
上郡町農林振興課	事務局、関係機関の連絡調整 捕獲許可証の交付、捕獲業務の指導・支援 被害防除技術や対策の普及・啓発

	地元住民との調整・周知・被害防止推進
上郡町連合自治会 上郡町農会長会 兵庫県農業共済組合赤相事務所	被害情報の収集・整理 地元住民との調整・周知・被害防止推進
兵庫県猟友会上郡支部	有害鳥獣捕獲活動の実施
兵庫県西播磨県民局 光都農林振興事務所	県研究機関との技術支援の調整 捕獲許可証の交付、捕獲業務の指導・支援 被害防除技術や対策の普及・啓発 野生動物共生林整備等の森林整備指導生息地（森林）管理手法の検討・支援
光都農業改良普及センター	被害防止対策に関する助言・指導
県森林動物研究センター	野生動物に関する調査研究、被害防除の指導

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
相生警察署	住民の安全確保
兵庫西農業協同組合 はりま西森林組合 千種川漁業協同組合	鳥獣被害に関する情報提供 被害防止対策に関する助言・指導

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

猟友会と実施隊との役割の違いを明確にした上で、実施体設置に向け調整を進める。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

各種施策を活用し、広範囲での被害防止を促し、集落全体での取り組みを進めていく。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

上郡町森林整備計画において、シカを対象鳥獣とした鳥獣害防止森林区域を設定するとともに被害防止の方法を定め、広域かつ効果的な森林被害対策を行う。

また、令和3年3月以降、県内各地で野生イノシシにおける豚熱（CSF）感染が確認されているため、捕獲強化を進めるとともに、感染拡大防止のため捕獲従事者の靴底や車両の消毒等の防疫措置の徹底を図る。

野生イノシシにおいてCSF感染個体が確認された場合、CSF感染個体確認地点を中心とする10km圏内の感染確認区域では、捕獲したイノシシの肉は原則として自家消費に限り、区域外への持ち出しを禁止する等の取組の徹底を図る。

さらに、アジアの各国でアフリカ豚熱（ASF）の発生が確認されており、国内への侵入リスクが高まっていることから、狩猟関係者や入山者等に以下の注意喚起を行う。

- ①肉等を含む食品及びその容器包装を野外で廃棄しないこと
- ②海外の土等の付着した靴、器具等を野外で使用しないこと
- ③家畜飼養農場や畜産関係施設に近寄らないこと及び立ち入らないこと
- ④野生いのしし対策の罾や柵がある場所に近寄らないこと
- ⑤山林等への立入り及び退出の際の靴底の洗浄・消毒等の交差汚染防止対策を徹底すること